

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）2月18日

北海道知事 鈴木直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北海道とつながるカフェ事業委託業務

(2) 業務の目的

本道では、若年層を中心とした首都圏への人口流出等により、地域活動や産業の担い手となる人材確保が喫緊の課題となっている一方、首都圏には、地方への移住に強いあこがれを持っている方や本道出身者をはじめ、これまで観光で訪れた方や勤務・滞在した経験がある方など、本道にゆかりや関心のあ

る住民も多い。
さらに新型コロナウイルスの影響の長期化により、特に首都圏においては、若年層を中心に地方移住への関心が高まっていることから、感染リスクを避けながら、オンラインも活用して、首都圏の若年層や子育て世代を対象に、本道での魅力ある暮らし方や働き方について積極的に情報発信を行うとともに、情報交換や意見交換を行う場を提供し、ネットワーク化を図りながら、北海道ファンとなる関係人口の創出・拡大を図る。

また、より多くの地方移住関心層の北海道への取り込みに向けて、インフルエンサーの起用などによる訴求力の高い動画やターゲティング広告等を活用した効果的かつ効率的なプロモーションを展開することで、本道の関係人口や移住施策の推進を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

ア 実施形態

委託による（プロポーザル方式）

イ 委託内容

(ア) ゲスト出演による北海道の魅力を伝え交流を図るイベントの開催

首都圏の若年層や子育て世代を対象に、首都圏にいながら北海道暮らしの魅力を直に感じることができるよう、北海道とゆかりがあり、道内外の各地域・各分野で活躍されている方をゲストとして、また、道外から移住してきた方を移住者として招き、気軽に北海道の暮らし、働き方などの情報を入手でき、楽しみながら情報交換や意見交換を行う交流の場として「北海道とつながるカフェ」（以下「カフェ」という。）を下記 a～f に基づき、定期的に開催すること。

開催にあたっては、ゲストや移住者が居住地等から仕事現場や暮らしなど、生の魅力を伝える内容（例：ゲストや移住者が地域を案内するオンラインツアー、ゲストや移住者が居住する地域とのライブ中継など）を盛り込むなど、オンラインでの利点を生かすほか、事前に撮影した動画・写真を活用するなど、創意工夫されたプログラムとすること。

また、本道への移住に関する知識や経験を有する進行役を配置し、ゲストや移住者と参加者が円滑に意見交換できるなど、より一体感を感じることができるよう工夫するとともに、カフェの開催前後はアンケートを実施して、以降の実施内容に意見を反映すること。

a 開催テーマ

本道への移住者等による仕事や暮らし、地域での取組などのPRのほか、北海道への興味・関心が高まるよう首都圏の若年層や子育て世代のニーズに沿ったテーマを適宜設定した上で、テーマに合ったゲストや移住者を招いて開催すること。

また、北海道ゆかりの著名人やインフルエンサー等にゲスト出演いただく企画や、ゲストや移住者の地元特産品のプレゼント企画など、一層の集客に向けた工夫を検討すること。

※ゲストや移住者は委託者と別途協議の上、決定すること。

b 開催日時

委託者と協議の上、決定することとし、より多くの方に参加いただけるよう、曜日や時間帯を

検討すること。

c 開催回数

令和4年(2022年)6月から令和5年(2023年)2月の期間中に、月1回程度、合計6回程度開催すること。

d 開催形式

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、次の形式により開催すること。

実施に係る設備・機材は、受託者が調達し、その費用はすべて契約金額に含めるものとし、著作権関係や個人情報保護の処理を適切に行うこと。

(a) 対面及びオンラインの併用形式

新型コロナウイルス感染症の感染状況等に留意し、委託者と協議の上、対面での開催が可能である場合には、若年層や子育て世代が集いやすく、利便性の高い首都圏において、対面とオンライン(Zoom等)の併用形式で行うこと。

対面での開催にあたっては、北海道産の菓子等を提供するなど、ゲストと参加者が気軽に意見交換ができる雰囲気づくりを心掛け、参加しやすい形式となるよう工夫すること。

(b) オンライン形式

(a)の併用形式の開催が出来ない場合には、双方向での対話が可能なオンラインミーティング(Zoom等)により開催することとし、首都圏の若年層や子育て世代が利用しやすい媒体を選定すること。

e 参加募集

毎回、原則30名以上の参加者の確保に努め、リーフレットを作成し、首都圏を中心に全国の大学等へ周知や、移住関心層へ積極的にPRを行うほか、新聞広告やSNSでの呼びかけ、動画の活用やWeb広告の実施など、カフェのターゲットでもある若年層や子育て世代の集客に結びつく有効な広報を実施すること。

※参加者の募集について、予算の範囲内で参加者へ北海道産の菓子等を提供するなど、インセンティブを付与することも可とする。

f 動画の配信

本事業の取組が、首都圏の若年層や子育て世代に浸透し認知度が高まるよう、カフェの内容を編集した動画を動画共有サイト(YouTube等)で発信するとともに、首都圏のマスメディア(例:テレビ、新聞、雑誌、ラジオ等)を活用し、本事業をより広くPRすること。

なお、動画配信については、各回のカフェ終了後、速やかに配信することとし、著作権関係や個人情報保護の処理を適切に行うこと。

(イ) 継続的なつながりの場の提供

これまでのカフェ参加者やSNS登録者など、具体的に北海道に興味・関心のある方を対象に、本道への移住に関する知識や経験を有する進行役を配置するなどし、参加者が移住者や地域で活躍する方々と円滑に意見交換できるよう創意工夫したプログラムを作成し、北海道とのつながりを深化できる場として「交流会」を下記a~eに基づき、随時開催すること。

また、参加者同士、参加者と移住者・地域で活躍する方々が、継続してつながることができる手法・仕組みを構築すること。

なお、参加者のニーズを把握するため、交流会の開催前後はアンケートを実施して、以降の実施内容に意見を反映すること。

a 開催テーマ

北海道への興味・関心をさらに高め、つながりを深められるよう、テーマを適宜設定した上で、カフェの参加者やSNS登録者等との交流が図られるような構成で開催すること。

また、北海道ゆかりの著名人やインフルエンサー等にゲスト出演いただく企画や、北海道の特産品プレゼント企画など、一層の集客に向けた工夫を検討すること。

b 開催日時

委託者と協議の上、決定することとし、より多くの方に参加いただけるよう、曜日や時間帯を検討すること。

c 開催回数

令和4年(2022年)6月から令和5年(2023年)2月の期間中に、合計3回程度開催すること。

d 開催形式

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、開催すること。

実施に係る設備・機材は、受託者が調達し、その費用はすべて契約金額に含めるものとし、著作権関係や個人情報保護の処理を適切に行うこと。

e 参加募集

毎回、原則 20 名以上の参加者の確保に努め、リーフレットを作成し、カフェの参加者や SNS 登録者等への告知や、首都圏を中心に全国の大学等への周知、移住関心層へ積極的に PR を行うほか、新聞広告や SNS での呼びかけ、動画の活用や Web 広告の実施など、交流会のターゲットであるカフェ参加者や SNS 登録者等の集客に結びつく有効な広報を実施すること。

※参加者の募集について、予算の範囲内で参加者へ北海道産の菓子等を提供するなど、インセンティブを付与することも可とする。(ウ) 関係人口に関するホームページの作成

(ウ) SNS を活用した首都圏在住の若年層や子育て世代等によるネットワークの普及・拡大

カフェを通じて北海道とのつながりを持った方々と継続して関係性を深めていけるよう、SNS 及びグループの登録を積極的に呼びかけ、登録した方に特典を設けるなど、ネットワークが拡大するよう工夫すること（原則 200 名以上の新規登録を目標とし、PR を図ること。）。

また、上述の SNS において、本道の関連情報やイベントの事前告知などを月に 3 回以上定期的に発信すること。（例：ゲストや移住者の活動状況、首都圏での北海道イベント情報、道内市町村の移住情報、就業情報、道内の季節情報など）

(エ) ターゲティング広告等を活用したプロモーションの実施

Web（リスティング、ソーシャルメディア、動画等）やマスメディア（テレビ、新聞、雑誌、ラジオ等）等を活用し、首都圏在住の若年層や子育て世代をはじめとする移住関心層の興味・関心を北海道へ惹きつける訴求力の高いプロモーションを実施すること。

また、広告で紹介するサイト等は次を想定しているが、サイトのアクセス数や動画等の視聴件数を増やすため、それぞれ紹介する内容ごとに、ターゲットの絞り込みや適切な広告の媒体や内容を検討し、想定する広告の表示回数やアクセス率などの目標を設定し、達成できるよう工夫すること。

なお、移住意向に対するアンケートについて、アクセス率を高めるため、委託業務の範囲内において、北海道産の菓子等を提供するなど、インセンティブを付与することも可とする。

※広告手法は委託者と別途協議の上、決定すること。

a 紹介するサイト等（想定）

- ・移住定住ポータルサイト「北海道ふるさと移住定住推進センター」

目的：サイトのアクセス数の増加

- ・北海道型ワーケーションポータルサイト

目的：サイトのアクセス数の増加

- ・北海道への移住意向に対するアンケートサイト

目的：アンケート回答数の増加

- ・北海道公式 YouTube チャンネル「移住だべさ！北海道」

目的：チャンネル登録者数及び掲載動画の視聴件数の増加

- ・北海道等が主催する移住関連イベント

目的：イベントの周知と参加者数の増加

- ・北海道移住プロモーション動画

目的：動画視聴件数の増加

- ・下記(オ)で作成したコラボ動画

目的：動画視聴件数の増加

※広告のリンク先等は、上記を中心に別途委託者と協議の上、決定すること。

(オ) インフルエンサー等とのコラボ動画の制作・発信

移住に興味・関心のある若年層や子育て世代に向けて、北海道移住に関心がある、または北海道に移住した著名人やインフルエンサーを起用するなどして、世界に誇る自然、多彩な食など、魅力あふれる北海道での豊かな暮らしをイメージできる動画を制作し、動画共有サイト（YouTube 等）で発信すること。（例：複数回に渡る企画系動画、北海道移住に関するインタビュー、コマーシャル形式など）

なお、動画配信については、著作権関係や個人情報保護の処理を適切に行うこととし、視聴件数

が増加するよう活用方法を工夫すること。

(カ) 実施結果報告書の作成

上記の事業について、次のとおり実施結果報告書を取りまとめ提出すること。

なお、本事業における成果品（データ）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

・紙媒体 A4版 2部 ・電子媒体 CD-R 2部

(4) 履行期限

令和5年（2023年）3月17日（金）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 担当部局

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎4階）
北海道総合政策部地域創生局地域政策課移住交流係
電話番号 011-204-5089（ダイヤルイン）
F A X 011-232-1053

4 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限
令和4年（2022年）3月4日（金）午後3時まで（必着）
 - イ 提出場所
3に同じ
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする
(但し、令和4年(2022年)3月4日(金)は午前9時から午後3時までとする)。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和4年(2022年)3月4日(金)から令和4年(2022年)3月18日(金)まで

※上記3の場所での受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする
(但し、令和4年(2022年)3月18日(金)は午前9時から午後3時までとする)。

(2) 交付方法

上記3の場所で交付する。

また、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和4年(2022年)3月18日(金)午後3時まで(必着)

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする
(但し、令和4年(2022年)3月18日(金)は午前9時から午後3時までとする)。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

9 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会(ヒアリング)に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が5件を超えた場合には、事前に書類選考を行い5件に絞り込む。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、別紙企画提案説明書等による。